

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における 令和5年度農業技術環境課の取組みについて

1 安全で安心な県産農産物の提供の推進

○「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」の取組みの推進

- ・安全・安心ブランドとしての県産農産物の評価向上を図るために、県内生産者団体における認証制度の取組みを推進。12月に4地区で制度説明会を行った(12/12 村山、置賜、12/13 庄内、12/14 最上)。

○国際水準GAP認証取得及び「やまがたGAP」の取組みの促進

- ・農業高校4校のJGAP認証維持に向けた支援を行った。また、GAP指導者育成のため、普及指導員を対象に「JGAP指導員基礎研修」(10/17、18)及び「JGAP模擬審査」(11/30、12/1)を開催した。生産者に対しては、国際水準GAPの認証取得に向けた研修会を県内3か所で開催した(1/11、12)。
- ・やまがたGAP認証19件、国際水準GAP認証取得・維持への支援7件(うち新規2件)。国際水準GAPは認証取得の費用が高額であり、新規取得は出荷先からの要望への対応や輸出の意向のある法人等に限られ、年間1、2件と微増。

【やまがた農産物安全・安心取組認証制度の概要】

集荷団体が作成した栽培暦に則って生産された農産物を出荷前に分析し、残留農薬の安全性を確認してから出荷する制度。「公益財団法人やまがた農業支援センター」が認証。

【やまがたGAP】

県が策定したGAP(農業生産工程管理)で、国際水準GAPで取り組むべき「食品安全」、「環境保全」、「労働安全」、「人権保護」、「農場経営管理」の5分野について点検項目と適合基準(満たすべき水準)を設定。第三者認証は「公益財団法人やまがた農業支援センター」が認証。

2 人と環境に優しい持続可能な農業の推進

○環境保全型農業の全県的拡大

- ・本県における環境負荷低減に関する目標や事業活動の内容等を定めた「山形県みどりの食料システム基本計画」(R5.2月策定)及び、「やまがた・人と環境に優しい持続可能な農業推進計画」(R4.3月策定)に基づき、有機農業、特別栽培、安全安心認証、GAP認証を一体的に推進した。
- ・環境保全型農業や各種認証制度について、市町村担当者に対するWeb説明会を開催(5/12)する等の対応により、環境保全型農業直接支払交付金等の取組み推進や新たな認定制度である「みどり認定(通称)」の周知を図った。

○環境保全型農業に対する消費者の理解醸成

- ・消費者交流イベントとして「環境保全型農業バスツアー」(10/1)や有機農産物の販売促進会「オーガニックファーマーズマルシェ」(8~10月、4日間)を開催し、有機農業をはじめとした環境保全型農業に関する理解醸成と有機農産物等の消費拡大を図った。
- ・情報サイト「山形eco農家」やSNSを利用し、環境保全型農業に関する各地の取組みや交流イベントの情報を随時発信した。

令和6年1月
畜産振興課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和5年度畜産振興課の取組みについて

基本方針Ⅰ 県産農産物等の信頼性の確保【生産者に係る取組み】

＜安全で安心な畜産物の提供＞

1 家畜伝染病発生予防

家畜伝染病の発生予防及び監視のため、各種検査を実施する

主な取組み

- 家畜伝染病の発生を予防・予察するための検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 高病原性鳥インフルエンザの県内への侵入を早期に察知するため、モニタリング検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 生後96か月齢以上の死亡牛、48か月齢以上96か月齢未満で生前に起立不能等であった死亡牛について、全頭BSE（牛海綿状脳症）検査を実施する【各総合支庁家畜保健衛生課】

2 飼料や動物用医薬品等の適正使用指導

安全な畜産物を提供するため、家畜の飼養衛生状況の改善指導を行うとともに、動物用医薬品等の適正使用を指導する

主な取組み

- 家畜の飼料及び飼料添加剤、動物用医薬品等の適正使用について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】
- 動物用医薬品販売業者に対して適正販売について指導する【各総合支庁家畜保健衛生課】

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和5年度水産振興課の取組みについて

1 水産物の衛生対策

主な取組み

◎貝類の安全対策について、生産者側の漁協に一元化した検査費用への補助を実施する。

【取組み内容】

▶県漁協への検査費用の補助（庄内総合支庁）

- ・イワガキ（大腸菌・一般細菌・ノロウイルス・海水中の大腸菌）

⇒庄内沿岸7海域毎に検査

- ・イガイ（貝毒）

⇒庄内沿岸1海域で検査

◎ノロウイルスを原因としたイワガキの食中毒を防止するため、4月から5月までの採取の自主規制を継続して指導する。

2 水産用医薬品の適正使用と衛生管理の推進

主な取組み

◎養殖生産現場の実態を把握し、養殖業者に対する養殖環境の改善などの技術指導や啓発を実施する。

◎安全・安心な養殖生産物の供給のため、養殖業者に対して水産用医薬品の適正使用を指導する。

令和6年1月
県産米・農産物ブランド推進課

やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和5年度県産米・農産物ブランド推進課の取組みについて

基本方針Ⅲ 食の安全と安心に関する情報の提供と信頼関係の構築【県民各層への働きかけ】

＜生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映＞

食育・地産地消の推進

関係団体・市町村と連携し、食育・地産地消の普及・啓発、県産農林水産物に関する理解促進を図る。

主な取組み

- 小学生やその保護者等を対象とした、セルリーの収穫体験や「食の都庄内」里山の食の恵み親子体験教室等、地域での食農体験活動への支援。
- 市町村に対して、学校給食における県産農産物の積極的な活用を支援することにより、子どもたちの地域の食と農に対する理解を促進。
- 食育・地産地消推進体制の強化を目的に「山形県食育・地産地消推進会議」を開催。
- 本県の食と農の魅力や価値を広く発信するとともに、食育・地産地消の重要性について県民の理解増進を図るため、「おいしい山形食育・地産地消フェスタ～やまがた食育県民大会～」を開催。

**やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）における
令和5年度食品安全衛生課の取組みについて****1 食中毒予防対策**

食品等事業者への衛生管理に係る指導の充実や大量調理施設に対する監視指導等の充実を図る。

主な取組み

- 大規模食中毒の発生しやすい大量調理施設に対し、監視指導を実施する。【保健所】
- 夏期や年末等に設定する強化月間に重点的かつ効率的に監視指導を実施する。【保健所】
- 食の安全ほっとインフォメーションや市町村広報誌等を通じて有毒植物や毒きのこ等による食中毒の注意喚起を図る。【食安課】

2 食品等事業者の自主衛生管理

食品等事業者が行うHACCPに沿った衛生管理の運用を推進し、食品等事業者による自主的な衛生管理の向上を図る。

主な取組み

- 食品等事業者の規模や形態に応じたきめ細やかな指導助言を行う。【保健所】
- 山形県食品衛生協会や関係機関と連携した啓発を実施する。【保健所】
- HACCPの運用状況を確認し、指導する。【保健所】

3 新たな食品営業許可・届出制度への移行

食品衛生法の改正により改編・新設された食品営業許可・届出制度について、対象となる事業者への周知を行い、円滑な導入・移行を図る。

主な取組み

- 許可更新時に通知等を発出し、周知する。【保健所】
- 事業者からの相談に適切に対応する。【保健所】
- 新たに許可対象となった業種の食品事業者へ指導助言を行う。【保健所】

4 適正な食品表示

新たな遺伝子組換え表示制度：令和5年4月1日から完全施行
「くるみ」の特定原材料への追加：令和7年3月31日まで経過措置期間
⇒ 適正な表示の確保を図る。

主な取組み

- 食品営業許可更新時の実務講習会等で周知する。【保健所】
- 食品適正表示推進者養成講習会を開催する（村山地域・庄内地域）。
【食安課、(公社)山形県食品衛生協会】

5 食に関する関係者間の相互理解・県民への情報提供の推進

生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解を促進し、各種講習会や各種媒体を活用して、食の安全に係る情報提供を広く県民の方々に行う。

主な取組み

- 食の安全推進交流会*を開催する。【食安課、(公社)山形県食品衛生協会】
- 食の安全ほっとインフォメーションや市町村広報誌等を通じた注意喚起を行う。【食安課】
- 県ホームページやSNS等で食品衛生に係る情報を随時更新する。【食安課】
- 事業者や消費者向けの講習会（出張セミナー等）を開催する。【食安課、保健所】

※令和5年度食の安全推進交流会開催状況

日 程：令和5年7月20日（木） 場所：県高度技術研究開発センター
参加人数：140人

内 容：（1）県からの情報提供
（2）講演「肉の加熱不足による食中毒と低温調理について」

* (公社)山形県食品衛生協会と山形県の共催